

# 自動車税(環境性能割) (令和元年10月1日～)

## 納める人

自動車を取得した人です。ただし、割賦販売契約等で購入し、所有権がまだ売主(販売会社、ディーラー等)にあるときは買主になります。

## 納める額

取得価額 × 税率

課税標準価額に以下の税率をかけた金額になります。(免税点取得価額が50万円以下の場合、課税されません。)

[乗用車](※注1)

| 区 分 (※注2)                                       |               | 税 率 |            |      |
|---|---------------|-----|------------|------|
|   |               | 自家用 |            | 営業用  |
|   |               | 登録車 | ※臨時的<br>軽減 |      |
| 電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド車、クリーンディーゼル乗用車 |               | 非課税 | 非課税        | 非課税  |
| ガソリン自動車<br>LPG自動車<br>ハイブリッド自動車                  | 令和2年度燃費基準+40% | 非課税 | 非課税        | 非課税  |
|   | 令和2年度燃費基準+30% |     |            |      |
|   | 令和2年度燃費基準+20% |     |            |      |
|   | 令和2年度燃費基準+10% | 1%  |            |      |
|   | 令和2年度燃費基準達成   | 2%  | 1%         | 0.5% |
| 平成27年度燃費基準+10%                                  |               |     | 1%         |      |
| 上記以外  |               | 3%  | 2%         | 2%   |

環境性能に応じて税率が適用されます

※消費税率引上げに伴う対応として、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に、自家用乗用車を取得した場合、臨時的に税率を1%分軽減します。

同じ車種、型式の自動車でも、仕様等の違いにより税率区分が異なる場合がありますので、自動車販売店等でお確かめください。また、その他の特例措置については、税務課にお問合せ下さい。

※注1 トラック、バスについても、上記表と同様に、排ガス・燃費等の達成割合に応じて税率が異なります。

※注2 ガソリン自動車、LPG自動車及びハイブリッド自動車の場合は、平成17年排出ガス基準値又は平成30年排出ガス基準値。天然ガス自動車、クリーンディーゼル乗用車の場合は、平成21年排出ガス基準値又は平成30年排出ガス基準値。

## 納める方法

自動車を新規に取得したとき又は所有権移転の登録等のときに、申告書を提出し、納めます。

## 障害者等の減免

身体等に障害のある人が所有又は使用する自動車で、一定の要件に該当する場合には、登録のとき申請することにより自動車税(環境性能割)が減免されます。

取得価額が300万円(特別改造費用を除く。)を超える場合は300万円に税率を乗じた額を限度として減免されます。

### 申請場所

- 高知運輸支局県税駐在  
高知市大津乙 1879-1 ☎ 088-866-3705
- 全国軽自動車協会連合会高知事務所  
高知市長浜 3106-3 ☎ 088-842-4311

## 市町村への交付

県に納付された自動車税(環境性能割)の44.65%は、市町村道の面積と延長の比率に応じて市町村に交付されます。